

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅲ 本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係 （適用の特例） 法第五十八条 [略] （安全管理措置） 法第六十六条 [略] （適用の特例） 法第二百五条 [略] （安全管理措置を講ずべき業務） 令第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用す	Ⅲ 本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係 （適用の特例） 法第五十八条 [同左] （安全管理措置） 法第六十六条 [同左] （適用の特例） 法第二百五条 [同左] （安全管理措置を講ずべき業務） 令第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用す

る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定に基づき行う業務

二～六 （略）

七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務

九 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

（定義）

法第二条

[略]

る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定に基づき行う業務

二～五 （略）

六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務

八 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

（定義）

法第二条

[同左]

法第2条第9項における別表第1に掲げる法人とは、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、<u>株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構</u>、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構をいう。 [略] (※1) 独立行政法人等のうち法別表第2に掲げる法人をいう(Ⅰの再掲)。具体的には、次の法人をいう。 沖縄科学技術大学院大学学園 <u>国立研究開発法人</u> <u>国立健康危機管理研究機構</u> 国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 (※2) [略] [略] (参考) [略]	法第2条第9項における別表第1に掲げる法人とは、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、<u>株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人</u>、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構をいう。 [同左] (※1) 独立行政法人等のうち法別表第2に掲げる法人をいう(Ⅰの再掲)。具体的には、次の法人をいう。 沖縄科学技術大学院大学学園 <u>国立研究開発法人</u> 国立大学法人 大学共同利用機関法人 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 福島国際研究教育機構 放送大学学園 (※2) [同左] [同左] (参考) [同左]
--	--

IV 医療・介護関係事業者の義務等 8. 漏えい等の報告等（法第26条） [略] 【その他の事項】 ・要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等に限らず、医療機関等においてコンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた疑いがある場合にあっては、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（平成30年10月29日医政総発1029第1号・医政地発1029第3号・医政研発1029第1号）により、直ちに医療情報システムの保守会社等に連絡の上、当該サイバー攻撃により医療情報システムに障害が発生し、個人情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、速やかに当該医療機関等から厚生労働省医政局 <u>医療情報担当参事官室</u> に連絡すること。	IV 医療・介護関係事業者の義務等 8. 漏えい等の報告等（法第26条） [同左] 【その他の事項】 ・要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等に限らず、医療機関等においてコンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた疑いがある場合にあっては、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（平成30年10月29日医政総発1029第1号・医政地発1029第3号・医政研発1029第1号）により、直ちに医療情報システムの保守会社等に連絡の上、当該サイバー攻撃により医療情報システムに障害が発生し、個人情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、速やかに当該医療機関等から厚生労働省医政局 <u>特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u> に連絡すること。
--	---